

事務連絡
令和2年5月19日

各 都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

各都道府県におけるPCR等検査の実施体制等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、緊急事態宣言の対象地域の判断に当たっては、「医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されている」かどうかを踏まえ、総合的に判断することとされています。

つきましては、各都道府県におけるPCR等検査の実施体制等に関し、別紙の質問事項について、5月22日（金）17時までに、下記報告先まで、メールにてご回答願います。回答に当たっては、別紙の様式を使用してください。なお、ご確認いただいた内容は公表する場合がございます。

【報告先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部 対策班

Tel：03-3595-2305（内線 8082）

Mail：corona-taisaku@mhlw.go.jp

(別紙) 質問事項及び回答様式

※ 【】内の選択肢については、該当する方を四角で囲う形でご回答ください。

- ① 直近1週間の新規感染者に係る発症日から検査日までの日数及び発症日から報告日までの日数について確認を行っていますか（直近1週間の新規感染者数が0人の県においては、確認を行う体制が整っていますか。）。

【確認を行っている／行っていない】

- ② 地方衛生研究所における検査に携わる人員の確保に関して、対策を実施していますか。

【実施している／実施していない】

※ 実施している場合は、具体的な対策の内容を、以下に記載ください。

- ③ 休日における地方衛生研究所の検査体制の確保に関して、対策を実施していますか。

【実施している／実施していない】

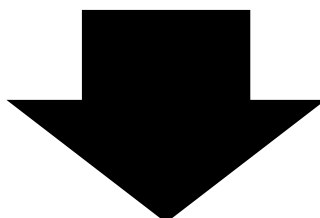
※ 実施している場合は、具体的な対策の内容を、以下に記載ください。

- ④ 以下の数値のうち、各県で、それぞれの日ごとに、件数が把握できているものはどれですか。

【回答欄： _____】

- i) 陽性件数（確定患者数）
- ii) 地方衛生研究所における検査実施件数
- iii) 民間検査会社における検査実施件数
- iv) 大学における検査実施件数
- v) 医療機関における検査実施件数

(次ページに続く)



- ⑤ 上記 ii) ～ v) について、X：行政検査（保険適用を含む。）、Y：退院時検査、Z：自院検査）の別に、陰性結果を含め、日ごとに把握できている数値はどれですか。把握できているものについて、以下の表に○を記入してください。

	X：行政検査	Y：退院時検査	Z：自院検査
ii) 地方衛生研究所における検査実施件数			
iii) 民間検査会社における検査実施件数			
iv) 大学における検査実施件数			
v) 医療機関における検査実施件数			

- ⑥ 現時点において、PCR等検査の実施に必要な試薬や検査機器、個人防護具等が十分に確保されているかどうか、把握していますか。 【把握している／把握していない】
 ※ 把握している場合は、確保に向けた対策をしていれば、その内容を以下に記載ください。

- ⑦ 上記①～⑦の回答に関し、他の都道府県に好事例として情報共有できるものはありますか。

※ ご回答いただいた内容は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員との間で共有する可能性があります。個別の都道府県名を公表する予定はございません。ただし、好事例として他県に情報共有できると判断されるものについては、厚生労働省から各都道府県に個別にご相談の上、公表する場合があります。